

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局: 気候変動対策認証センター) 御中

平成 23年1月11日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
静岡県王子製紙間伐促進プロジェクト						
GHG 妥当性確認機関						
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名	SGS ジャパン株式会社					印
担当部署名	認証サービス事業部 森林認証部					
担当者名	今泉 俊一					
担当者 E-mail	shunichi-imaizumi@sgs.com					
担当者電話番号	045-330-5047					
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認機関としての登録を受けています。					
妥当性確認報告書発行日	2011年1月11日					
審査内容		審査結果概要				
適用妥当性確認・検証ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver.1.1				
妥当性確認期間		2010年9月14日～2011年1月11日				
想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	0	0	42	108	185
プロジェクト情報 (A・B)		プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記載されたプロジェクト情報について検討を行った結果、重要性の点から適正に表示されており、プロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト・方法論 (R001・JRAM001) に依拠して作成されていることを確認した。				
適格性要件 (C)		プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、プロジェクト計画書に記述された方法論は、ポジティブリストにおいて要求される適格性要件の全てを満たしていることを確認した。				

<p>排出量・吸収量算定 (I・II)</p>	<p>モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書に記載されている吸収量算定式及び結果は、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト・方法論 (R001・JRAM001) に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。</p>
<p>モニタリング計画(III ~VI)</p>	<p>モニタリング計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、モニタリング計画書の内容は、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト・方法論 (R001・JRAM001) に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。</p>
<p>その他(D)</p>	<p>プロジェクト計画書及び付属文書の文書レビュー、担当者へのインタビュー、現地審査を通じ、関連許認可及び関連法令等の遵守状況等について、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト・方法論 (R001・JRAM001) に準拠しており、重要性の観点から適切に表示されていることを確認した。</p>
<p>機関の見解 (サマリー・結論)</p>	<p>静岡県王子製紙間伐促進プロジェクトに対し、提出されたプロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトについて、合意された妥当性確認の範囲、目的及び基準に基づき、合意的保証を付与する水準にて妥当性確認を実施した。その結果、プロジェクト計画書及び付属文書に示されたプロジェクトは、オフセット・クレジット (J-VER) 制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン、森林吸収源ポジティブリスト・方法論 (R001・JRAM001) に依拠して作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると判断した。</p> <p>最終版のモニタリング計画書において修正されたデータに基づき算定されたプロジェクト全体の不確かさは 7.0% であり、重要性の判断基準である 10% 未満であることを確認した。</p> <p>以上より、本プロジェクトに対しオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。</p>
<p>パブリックコメントの概要</p>	
<p>パブリックコメントの募集期間 2010年10月9日～2010年10月23日 コメント 特になし。 妥当性確認機関の見解 該当なし。</p>	